

青森県報

第三千四百五十三号

平成二十三年
十月十九日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一

公 告

全庁LANネットワークシステム通信機器等更新に係る一般競争入札……………(情システム課) ……一

建設業者の許可の取消し……………(西北地域) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(下北地域) ……四

右 同……………(同) ……四

告 示

青森県告示第八百十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	訪問介護	氏名称	住所	指定年月日
	株式会社スライヴ	黒石市大字黒石十三森一八四の二九			株式会社スライヴ	黒石市大字黒石十三森一八四の二九	平成三〇・二五

青森県告示第八百十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	訪問介護	氏名称	住所	指定年月日
	株式会社スライヴ	黒石市大字黒石十三森一八四の二九			株式会社スライヴ	黒石市大字黒石十三森一八四の二九	平成三〇・二五

公 告

全庁LANネットワークシステム通信機器等更新に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十三年十月十九日

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

全庁LANネットワークシステム通信機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十四年二月一日から平成二十八年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十三年十一月十日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

2 入札書の提出期限

平成二十三年十一月二十八日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎議会議棟五階 A会議室

平成二十三年十一月三十日 午後二時三十分

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされていると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十三年度の契約金額とする。ただし、平成二十四年度から平成二十六年までの契約金額は落札価格に十二を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、平成二十七年度の契約金額は落札価格に十を乗じた額を二で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be Leased:

(1) Computer network system 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. November 28, 2011

3 Contact point for the notice:

System Management Section

Information Systems Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9160

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社白川板金工作所

二 代表者の氏名 白川 孝則

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町喜良市千苅二二三の一九一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第四〇〇一五四号

五 取消年月日 平成二十三年九月六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工、左官、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、熱絶縁、建具工業業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年七月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社一戸設備工業
 二 代表者の氏名 一戸 孝二
 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字米田字八ツ橋一九の四
 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第〇一一三二七号
 五 取消年月日 平成二十三年九月二十七日
 六 取消しに係る建設業の許可
 消防施設工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十三年八月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 北新機材株式会社
 二 代表者の氏名 品木 高志
 三 主たる営業所の所在地 むつ市横迎町二丁目二の二二
 四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一五七二四号
 五 取消年月日 平成二十三年九月二十日
 六 取消しに係る建設業の許可
 しゅんせつ工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十二年六月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十三年十月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社立花電工
 二 代表者の氏名 立花 一仁
 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字奥内字浜平五九
 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二)第一七二二二号
 五 取消年月日 平成二十三年九月二十日
 六 取消しに係る建設業の許可
 電気工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実
 平成二十三年八月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------